

アポロニア21

Oct. 2018, No.298

10

生きた歯科情報を伝える。医院経営・総合情報誌

特集 | 医院の守りを固めよう!

- クレームを受けたスタッフのメンタルケア
- ネットの悪評から医院を守る
- 外国人対応の極意 - 言語・未収金・文化ギャップ

小畑 真/黒崎 隆/永田朋之/木村泰久/関根眞一/山住吉一/松原陽子

新連載 | MBA 流常識テスト ● 児玉充晴

レポート | 発達障害児が集まる医院の実際 北村泰久/吉田美香
レポート | 財産を守り、引き継ぐ「商事信託」 榎澤聖三



個人向けの「商事信託」で
事業承継を円滑化

財産を守り、 引き継ぐ方法

商事信託のポイント

煩雑な信託業務を委託する

医院の倒産リスクを回避できる

税制上の優遇措置がある



●取材協力：
梶澤智生氏
Kabasawa Tomomi
しあわせパートナーズ信託㈱
代表取締役

●取材・文：編集部

信託の目的と方法

信託とは、財産の運用・管理の目的を決めて信頼する人に託すことを指します。受託者（財産を信託された人）は、委託者（信託した人）の決めた目的のために財産の運用・管理を行います。金銭、有価証券、不動産、債権など、金銭的価値を持つものであれば、何でも信託することができます。

信託する場合、財産管理、子どもや孫への教育費支出、事業承継や相続、さらには社会

貢献のためなどの目的を決める必要がありますが、信託には次のような役割があります。

- ・貯める、増やす（資産運用）＝信託銀行などが、預かった資金で有価証券や不動産などに運用
- ・守る（資産管理）＝将来のため、老後のための財産の管理。高齢者や障害者の財産のほか、確定拠出型企業年金、厚生年金基金などにも活用
- ・つなぐ、譲る（資産承継）＝子どもや孫の教育費をサポートする教育資金贈与信託や、自分が亡くなった後に財産を引き継ぐ遺言代行信託など

図1
民事（家族）信託と商事信託

内容	民事（家族）信託	商事信託
法律の適用 国の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・信託法の適用を受ける ・業として行わない限り、信託業法の適用を受けない ・国の検査は受けない 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託法の適用を受ける ・信託業法の適用を受ける ・国の検査を定期的にする
受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・免許、登録は不要 ・登録者の家族などが受託者になるケースが多い 	内閣総理大臣の免許または登録を受けた信託銀行、または信託会社が受託者になる
信託報酬	信託報酬が発生しないケースが多い	業として行うため、信託報酬が発生する
信託の 専門性	信託に詳しい専門家のアドバイスや監督を受けることが望ましい	信託に精通した専門家のサービスを受けられる
税の特例	利用不可	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金贈与信託 ・結婚、子育て資金贈与信託 ・特定贈与信託 ・公益信託

- ・役立てる（社会貢献）＝奨学金支給や自然保護、学術研究に自分の財産を役立てたり、NPO法人などに寄付する

信託の方法には、民事（家族）信託と商事信託があります。民事信託は家族などが受託者になるもので、免許や登録などは不要で、信託報酬が発生しないケースが多いなどの便利な面もありますが、信託法で決められた煩雑な信託業務を誰がするのか、という問題があります。

- 例えば、父の財産を息子が受託する場合、
 - ・確定申告は父が行う。修繕、家賃徴収などは息子が行い、父に報告書を提出する
 - ・これらに掛かる費用、収益は父の収支とする
- ということです。

商事信託は、所定の報酬を信託会社に払って、息子（受託者）の業務を委託するものです。

贈与信託、公益信託などに関わる税制上の

信託と成年後見制度の違い

認知症になった時を想定して、あらかじめ成年後見人を指定する制度があるが、成年後見人が居住用不動産を売却するためには裁判所の許可が必要となり、簡単には売却できないため、「財産を処分したお金で有料老人ホームに入る」という方法には活用しにくい。

一方で、信託の受託者は財産の管理・処分をする立場なので、有料老人ホームへの入居契約等はできないため、成年後見人と連携する必要がある。

特例は、商事信託のみ受けることができます（図1）。

倒産隔離機能

信託の特徴は、信託財産が安全に管理・運